

令和8年小野町議会定例会3月会議

議 事 日 程 （第1号）

令和8年3月5日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議会運営委員長報告

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 4号 小野町債権管理条例について

〔上程、説明、質疑、以下日程第6まで同じ〕

日程第 5 議案第 5号 小野町消防施設整備基金条例について

日程第 6 議案第 6号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例について

日程第 7 議案第 7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

〔上程、説明、質疑、以下日程第20まで同じ〕

日程第 8 議案第 8号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 9号 小野町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第10号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第11号 小野町地域安全の推進に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第12号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第13号 小野町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第14号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第15号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第16号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第17号 小野町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第18号 小野町公民館条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第19号 小野町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第21号 なつい自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

〔上程、説明、質疑、以下日程第25まで同じ〕

日程第22 議案第22号 小野町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程第23 議案第23号 小野町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について

日程第24 議案第24号 小野町保健師養成奨学金貸与条例を廃止する条例について

日程第25 議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例について

日程第26 議案第26号 小野町過疎地域持続的発展計画について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

日程第27 議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）

〔上程、説明、質疑、以下日程第33まで同じ〕

日程第28 議案第28号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第29号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第30 議案第30号 令和7年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第31 議案第31号 令和7年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）

日程第32 議案第32号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計補正予算（第3号）

日程第33 議案第33号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第34 議案第34号 令和8年度小野町一般会計予算

〔上程、説明、質疑、以下日程第39まで同じ〕

日程第35 議案第35号 令和8年度小野町国民健康保険特別会計予算

日程第36 議案第36号 令和8年度小野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第37 議案第37号 令和8年度小野町介護保険特別会計予算

日程第38 議案第38号 令和8年度小野町浄化槽整備事業会計予算

日程第39 議案第39号 令和8年度小野町水道事業会計予算

日程第40 議案第40号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負変更契約の締結について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

日程第41 議案第41号 権利の放棄について（水道料金）

〔上程、説明、質疑〕

日程第42 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	古	崎	泰	介	君	2番	橋	本	善	雄	君	
3番	國	分	順	一	君	4番	羽	生	洋	市	君	
5番	會	田	百	合	子	君	6番	緑	川	久	子	君
7番	先	崎	勝	馬	君	8番	竹	川	里	志	君	
9番	宗	像	芳	男	君	10番	水	野	正	廣	君	
11番	中	野	孝	一	君	12番	田	村	弘	文	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村 上 昭 正 君	副 町 長	藤 本 達 君
教 育 長	有 賀 仁 一 君	総 務 課 長 兼 デ ジ タ ル 推 進 室 長	先 崎 秀 一 君
企画政策課長兼 まちづくり 推 進 室 長	折 笠 顕 一 君	町 民 生 活 課 長	矢 吹 昌 之 君
健康福祉課長	佐 藤 金 哉 君	子 育 て 支 援 課 長	吉 田 隆 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	西 牧 英 一 君	地 域 整 備 課 長 兼 新 庁 舎 整 備 室 長	矢 吹 浩 司 君
教 育 課 長	赤 坂 泰 秀 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 税 務 課 長	味 原 ・ 一 君
代表監査委員	佐 久 間 金 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡 司 治 子	書 記	鈴 木 健 之
書 記	吉 田 浩 太 朗	書 記	国 分 勝 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和8年小野町議会定例会3月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
9番 宗 像 芳 男 議員
10番 水 野 正 廣 議員
を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
8番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 竹川里志君登壇〕

○議会運営委員長（竹川里志君） 去る2月24日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。
令和8年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、本日から3月13日までの9日間を目途に進めることといたしました。
次に、議案の採決方法について、議案第27号及び議案第34号並びに議案第41号については起立採決とし、議案第4号から議案第26号まで及び議案第28号から議案第33号まで並びに議案第35号から議案第40号については、簡易採決により行うことといたしました。なお、議案第26号及び議案第40号については、委員会付託を行わず議案が上程された日に採決を行うことといたします。
また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会３月会議の日程は、本日から３月１３日までの９日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第２７号及び議案第３４号並びに議案第４１号については起立採決とし、議案第４号から議案第２６号まで及び議案第２８号から議案第３３号まで並びに議案第３５号から議案第４０号については簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第２６号及び議案第４０号については、委員会負託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

定例会３月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第４号～議案第６号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第４、議案第４号 小野町債権管理条例についてから、日程第６、議案第６号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例についてまでの３議案を一括して議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、３議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

◎議案第4号～議案第6号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和8年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例新規制定案件3件、条例改正案件14件、条例廃止案件5件、計画策定案件1件、令和7年度各会計補正予算案件7件、令和8年度各会計当初予算案件6件、変更契約締結案件1件、権利放棄案件1件、の議案38案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、移住定住事業につきまして、先月21日に関係人口の創出、深化させるため、首都圏在住の当町出身や当町に関わりのある方との交流イベント「ふるさとON（おの）LINEミーティング」を東京都内で初めて開催し、交流を深めたところであります。

今イベントを契機とし、参加された方々などに町の魅力を発信していくとともに、新たなコミュニティづくりに取り組んでまいります。

次に、農畜産物PR事業につきましては、先ほど報告いたしました移住定住事業と併せて、福島県のアンテナショップ「日本橋ふくしま館MIDETTE（ミデッテ）」において、日本酒「東堂山勝馬」の首都圏での販売開始に合わせた農畜産物のPR事業を行ったところであります。

先月20日に行ったイベントでは、ちぢみほうれん草や小松菜、一笑漬、燻製卵などの特産品を販売し、一部予定した数量が完売するほどの盛況となったところであります。

また、観光誘客事業として、交流人口の増加を図るため、当町の特産品や農畜産物を使用した料理などを提供するイベントを東京都内で初めて開催し、イベントには約40名の方々が参加され、交流を深めたところであります。

次に、役場新庁舎建設計画の進捗状況につきましては、建築基本・実施設計委託業務の履行期限を当初予定の今年度末から令和8年6月へ延長し、大幅な省エネルギー化を実現するためのZEB（ゼブ）化の検討のほか、庁舎利用者へのサービス向上や職員の働きやすい執務環境への改善等について、検討を重ねているところであります。

なお、今年度発注しました工事については、小野町交流・定住支援館の解体工事などは竣工し、敷地造成工事や周辺道路整備工事については、現在、年度内の完成に向け、工事を進めている状況であります。

最後に、令和8年度当初予算（案）につきましては、令和7年度に引き続き、小野町発足後最大となる69億5,600万円を計上し、令和7年度当初予算に比べ3億8,600万円の増額となったところであります。

編成に当たりましては、総合計画に掲げる町の将来像「人が輝き みんなで作る しあわせおのまち」を実現するため、必要な重点施策に加え、人口減少対策の中心的な指針である総合戦略や過疎地域持続的発展計画に基づく諸事業を着実に推進するため、これらの事業に優先的に予算を配分したところであります。

現在、整備を進めている新庁舎整備に係る経費については、令和8年度から本格的に建設工事に着手するため、必要な事業費を計上したほか、新庁舎の整備に併せて進めるべき行政のデジタル化についても令和7年度に着任した地域活性化起業人との連携を図りながら町民サービス向上に向けたオンラインマニュアルの作成など具体的な取組を進めてまいります。

このほか新たな取組として、地域公共交通の利便性向上に向けた調査及び実証事業に必要な経費を計上し、効果的かつ効率的な地域公共交通ネットワークの再構築を進めてまいります。

また、令和9年末に蛍光灯の製造が終了することに伴い、町公共施設のLED化についても公共施設等総合管理計画との整合を図りながら計画的に進めてまいります。

なお、令和8年度においては、脱炭素化推進事業債の起債を活用し、小野町町民体育館の照明のLED化に必要な経費を計上しているところであります。

健康分野においては、令和8年度から特定健診診査及び各種がん検診の自己負担額を無償化し、受診率の向上による町民の健康意識の向上を図ってまいります。

産業分野では、新たな6次化・発酵食品の開発と商品化を加速させるための取組を進めてまいります。

また、外部人材を活用し「発酵・観光交流のまちづくり」を戦略的に事業展開するためのグランドデザインを作成してまいります。

教育分野においては、町の子育て支援の拡充を図るため、国の交付金により無償化となる小学校の学校給食に併せて物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、中学校の学校給食についても無償化とするための必要な経費を計上し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ってまいります。

また、人口減少・少子高齢化・物価高騰と厳しい時代の中でも特色ある行政サービスを展開していくため、時代の流れに対応した職員の育成と組織の強化に必要な各種研修を拡充し、限られた予算で最大の成果が得られるよう努めてまいります。

なお、重点事業など詳細につきましては、常任委員会においてご説明いたします。

今後も、様々な課題に取り組みながら、町民一人一人が、安全で安心して生活ができる持続可能なまちづくりを町民の皆様と共に考え、共に創ってまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会3月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第4号から議案第6号、条例の新規制定3案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号 小野町債権管理条例についてであります。本案は、町が保有する町税以外の金銭債権については、これまで諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき、公債権を管理してきましたが、私債権を加えた町の金銭債権全般の取扱いを規定するため、本条例を制定し、徴収条例を廃止するものでありま

す。併せて、関連する条例から延滞金利率の規定を削除するなど、所要の規定の整備を行うものであります。

公債権における督促手数料の廃止や延滞金利率の見直しのほか、私債権における遅延損害金の徴収、債権放棄の手続などを規定し、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号 小野町消防施設整備基金条例についてであります。本案は、消防施設の整備に必要な資金を確保するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、消防施設整備基金を設置し、石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として積立てを行いたく、条例を制定するものであります。

基金の使途としましては、令和8年度・9年度の石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として積立てを行い、令和10年度に小型動力ポンプ積載車を購入するための資金とするものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例についてであります。本案は小野町浄化槽整備事業について、今年度から地方公営企業法の適用を受け、一般会計の口座とは別に会計処理を行っているところであり、国・県の補助金を受け入れるまでの間、運営に必要な資金を確保するため、地方公営企業法第29条第1項による一時的な借入れを行うための基金を設置したく、条例を制定するものであります。

基金の額を2,000万円以内、貸付けの利率を貸付日における財政融資資金の貸付利率の2分の1、貸付期間を当該会計年度内とするものであり、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第4号から議案第6号の条例の新規制定3案件につきまして、ご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第4号～議案第6号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第4号 小野町債権管理条例についてから議案第6号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例についてまでの3議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第6号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案第7号～議案第20号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案第7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例についてまで

の14議案を一括して議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、14議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第7号～議案第20号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第7号から議案第20号までの条例の一部改正14案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和6年に一部改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、妊娠・出産や介護についての申出があった場合における措置等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

1つ目に、育児または介護を行う職員の超過勤務の免除に関する見直し、2つ目に、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための仕事との両立支援制度に関する意向確認などの規定の新設、3つ目に、介護離職防止のための仕事と介護両立支援制度に関する周知の強化などの規定を新設するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第8号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和7年に一部改正された地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、仕事と育児の両立を図り、妊娠、出産、子育てをする職員が、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、部分休業の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

現行では、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内のところ、改正後は、現行と同様か、1時間を単位として、10日相当の範囲内で休業することが選択できるよう改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第9号 小野町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和8年度において、小野町役場新庁舎に係る建築工事を着手するに当たり、新庁舎建設地の新たな住所地に

改正したく、所要の改正を行うものであります。

現在の住所地、字館廻92番地を字美売32番地とするものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、供用開始時期が未定であることから、規則で別途定めることとし、別途規則で定める施行日までは現行の位置とするものです。

次に、議案第10号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、住民票等各種証明書の発行手数料について、受益者負担の適正化を図るため、小野町使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、税務課及び町民生活課において所管する手数料について見直しを行いたく、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

なお、施行日以前に申請または請求書を受けたものに係る手数料については、従前の例によることとします。

また、コンビニエンスストアでの証明書の発行は、マイナンバーカードの利用促進を図るため、手数料を据え置くこととします。

手数料の額等につきましては、常任委員会において担当課長より説明いたさせますので、ご審議をお願いいたします。

次に、議案第11号 小野町地域安全の推進に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域の安全として、条例に規定する犯罪、事故、災害、青少年問題を対象としている町の責務を、防犯に対する責務へと見直しを行いたく、所要の改正を行うものであります。

また、地域安全推進協議会に関する規定について、同様の会議は当町の防犯協会において担っていることから、規定を削除するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第12号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市町村設置型の浄化槽の整備に関して、平成23年度の事業開始時に比べ工事単価が上昇していることから、設置申請者が負担する分担金を改正したく、所要の改正を行うものであります。

現行の分担金の金額から、全区分、工事費の3割とするものであります。

条例の施行期日につきましては、1つ目に、大幅な改定のため、周知期間を十分に確保するため。

2つ目に、年度中途の改訂では、年度内の負担の公平性が保てないため。

3つ目に、令和8年度に設置計画をしている申請者へ配慮する必要があるため、令和9年4月1日から施行するものであります。

分担金の額等につきましては、常任委員会において担当課長より説明いたさせますので、ご審議をお願いいたします。

次に、議案第13号 小野町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、屋内ゲートボール場の使用料について、利用者の減少や維持管理経費の現状に対応した区分及び金額としたく所要の改正を行うものであります。

「利用者1名につき、1時間当たりの使用料」から、「施設全部の1時間当たりの使用料」に改正するものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

なお、これまでと同様、老人団体等が利用する場合には使用料を免除することとします。

次に、議案第14号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路

法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日から占用料の額が改定されることから、政令に準じて占用料の額を改正したく所要の改正を行うものであります。

占用料を政令で定める5級地の額に準じて改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第15号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、公営七生根住宅1戸及び公営前之内住宅2戸を除却したことに伴い、団地合計数を222戸から219戸にしたく所要の改正を行うものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第16号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、勤労青少年ホームの使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直したく、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

本議案から議案第19号につきましては、使用料等の改正となりますので、常任委員会において担当課長より説明いたさせますので、ご審議をお願いいたします。

次に、議案第17号 小野町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、小野町多目的研修集会施設の使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直したく、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第18号 小野町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、公民館及び雁股田分館の使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直したく、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第19号 小野町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町民体育館や野球場などの社会体育施設の使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直したく、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例についてであります。昭和57年に創設した文化・体育振興基金については、平成5年に目標額1億円を達成するとともに、年間の寄附額等は減少しているものの、基金によって多くの全国大会出場者への激励金や各種団体の補助金を交付することができている状況であります。

本案は、この特別会計での基金管理について、一体として経理を行ったほうが効率化が図られ、会計の透明性を阻害するものではないことから、今後は一般会計において基金を管理したく、所要の改正を行うものであります。

運用益等の計上すべき予算を、一般会計歳入歳出予算とし、町の文化及び体育振興のために必要と認めるときは、これを処分することができるよう改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第7号から議案第20号までの、条例の一部改正14案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案第7号～議案第20号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例についてまでの14議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第20号までの14議案について質疑を終わります。

◎議案第21号～議案第25号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第21、議案第21号 なつい自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから日程第25、議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてまでの5議案を一括して議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、5議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第21号～議案第25号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第21号 なつい自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。本案は、なつい自然公園については、山間部にあり利用者も少なく防犯上においても問題があること、年1回程度の環境整備では公園としての機能を保てないこと、また、遊具等について経年劣化により破損し使

用できないなどの要因から、条例を廃止するものであります。

なお、この条例の施行期日は、株式会社ウィズウェイストジャパンと締結しています行政財産貸付契約の満了日が3月31日であることから、令和8年4月1日に施行するものであります。

次に、議案第22号 小野町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。本条例は、国民健康保険法の改正により、平成19年度から、70歳未満の者を対象とした限度額適用認定証の交付及び限度額を超えた高額療養費の現物給付化が導入されたことから、貸付けを利用する者が減少し、平成23年度を最後に貸付けの実績がないところであり、今後も本制度を利用する見込みがないことから、条例を廃止するものであり、令和8年3月31日施行し、基金積立金額300万円については、国民健康保険特別会計に繰入れするものであります。

次に、議案第23号 小野町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例についてであります。本条例は、青少年問題協議会については、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項について調査審議及び適切な実施を期するために必要な関係機関との連絡調整を図るため、設置しているところであります。

本協議会が設置された当時と比べ、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、協議会の設置趣旨である少年の非行問題において、当協議会で対応する項目がないことから条例を廃止するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第24号 小野町保健師養成奨学金貸与条例を廃止する条例についてであります。本条例は、条例施行当時、国民健康保険事業の保健事業を実施するため、保健師が必要とされていた中、将来役場に勤務しようとする者に奨学金を貸与し、人材確保を図ったところであります。

奨学金を受けた者については、保健師として勤務する義務があること、採用が約束されたものではないこと、他の奨学資金の貸付制度が充実していることなどの要因から、今後、本制度を継続する意義が薄れており、条例を廃止するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてであります。本基金については、平成6年に農業用排水路、ため池その他の土地改良施設の機能の適正化に資する集落共同活動の推進を図る目的として、500万円の基金を設置したところであります。

本条例は、基金設置以来、現在まで基金を活用した取組はなく、かつ、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した取組により、集落共同活動を推進していることから、今後も、基金を活用した事業を実施する予定がないことから、条例を廃止するものであり、令和8年3月31日施行するものであります。

なお、基金については、定期預金を解約し、金額を一般会計に繰入れするものであります。

以上、議案第21号から議案第25号までの条例廃止5案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第21号～議案第25号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第21号 なつい自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから、議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてまでの5議案を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第25号までの5議案について質疑を終わります。

◎議案第26号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第26、議案第26号 小野町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第26号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第26号 小野町過疎地域持続的発展計画についてであります。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、福島県の「福島県過疎地域持続的発展方針」を指針として、過疎地域の持続的発展の基本的方向や到達すべき目標とそのための基本的な施策を示した計画を策定したいため、同法第8条1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となるものであります。

以上、計画策定1案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第26号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第26号 小野町過疎地域持続的発展計画について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第26号について質疑を終わります。

◎議案第26号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第26号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第26号の討論を終わります。

◎議案第26号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第26号 小野町過疎地域持続的発展計画について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については原案のとおり可決されました。

◎議案第27号～議案第33号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）から日程第33、

議案第33号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案を一括して議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第27号～議案第33号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第27号から議案第33号までの、令和7年度各会計補正予算7案件についてご説明いたします。

議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、727万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億3,292万円9,000円とするものであります。

各会計の歳入歳出の内容につきまして、予算決算常任委員会において担当課長より説明いたさせますので、ご審議をお願いいたします。

次に、議案第28号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、6,783万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、10億8,819万円8,000円とする補正予算であります。

次に、議案第29号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、71万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,348万円8,000円とする補正予算であります。

次に、議案第30号 令和7年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、1億528万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億6,340万円3,000円とする補正予算であります。

次に、議案第31号 令和7年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を270万円5,000円とする補正予算であります。

次に、議案第32号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入について16万8,000円を減額し、支出についても同額減額するものであります。

次に、議案第33号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入

におきましては、水道事業収益において、営業収益を200万円減額、営業外収益を34万2,000円増額し、収益的支出におきましては、水道事業費用において、営業費用などを79万1,000円減額するものであります。

資本的収入におきましては、工事負担金を349万3,000円増額、他会計補助金を220万円減額し、資本的支出におきましては、建設改良費を634万2,000円減額するものであります。

以上、議案第27号から議案第33号までの、令和7年度各会計補正予算7案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第27号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第27号について質疑を終わります。

◎議案第28号～議案第33号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第28号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第33号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第33号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第34号～議案第39号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第34、議案第34号 令和8年度小野町一般会計予算から日程第39、議案第39号 令和8年度小野町水道事業会計予算まで6議案を一括して議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第34号～議案第39号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第34号から議案第39号までの令和8年度各会計当初予算6案件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第34号 令和8年度小野町一般会計予算についてであります。冒頭にお話ししたとおり、一般会計当初予算につきましては、1つ目に、総合計画の着実な推進、2つ目に、役場新庁舎等整備に向けた取組、3つ目に、状況の変化を捉えた施策の展開など、予算編成方針に基づいて編成したものであります。歳入歳出予算の総額を69億5,600万円とするもので、令和7年度当初予算に対し、3億8,600万円の増額となるものであります。

各会計の歳入歳出の内容につきましては、予算決算常任委員会において担当課長より説明いたさせますので、ご審議をお願いいたします。

次に、議案第35号 令和8年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を10億6,721万7,000円とするもので、令和7年度当初予算に対し、5,841万8,000円の増額となるものであります。

次に、議案第36号 令和8年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を1億5,558万3,000円とするもので、令和7年度当初予算に対し、2,278万3,000円の増額となるものであります。

次に、議案第37号 令和8年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を13億9,187万1,000円とするもので、令和7年度当初予算に対し、8,487万4,000円の減額となるものであります。

次に、議案第38号 令和8年度小野町浄化槽整備事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入が4,863万円で、令和7年度当初予算に対し、499万円の増額、支出が5,671万円で、令和7年度当初予算に対し、761万4,000円の増額となるものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入が4,018万7,000円で、令和7年度当初予算に対し、1,378万円の増額、支出が4,134万4,000円で、令和7年度当初予算に対し、1,175万4,000円の増額となるものであります。

次に、議案第39号 令和8年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出につき

ましては、収入が1億6,592万円で、令和7年度当初予算に対し、59万4,000円の増額、支出が1億5,520万1,000円で、令和7年度当初予算に対し、65万9,000円の増額となるものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入が6,639万4,000円で、令和7年度当初予算に対し、400万3,000円の増額、支出が1億2,849万5,000円で、令和7年度当初予算に対し、744万5,000円の増額となるものであります。

以上、議案第34号から議案第39号までの、令和8年度各会計当初予算6案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第34号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第34号 令和8年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第34号について質疑を終わります。

◎議案第35号～議案第39号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第35号 令和8年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第39号 令和8年度小野町水道事業会計予算までの5議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第39号までの5議案について質疑を終わります。

◎議案第40号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第40、議案第40号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第40号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第40号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負変更契約の締結についてであります。本工事の予定価格が5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更契約の内容につきましては、当初、大規模盛土の安定を図るための現地盤改良対策として、セメント攪拌による中層混合処理工を盛土法尻部において同深度にて全面的に行う計画でありましたが、現地精査の結果、一部区間で現地盤の安定が図られる見込みとなったことから、中層混合処理量が減少することから変更するもので、1,029万9,300円を減額し、契約額を1億5,525万700円とするものであります。

以上、変更契約締結1案件につきまして、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第40号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第40号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負変更契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第40号について質疑を終わります。

◎議案第40号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第40号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第40号の討論を終わります。

◎議案第40号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第40号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負変更契約の締結について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第41、議案第41号 権利の放棄について（水道料金）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第41号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第41号 権利の放棄について（水道料金）ですが、本案は、債務者が死亡などした水道料金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会

の議決を求めるものであります。

権利を放棄する債権額等は、債務者56人、債権額160万7,167円であり、権利を放棄する時期は、議決の日とするものであります。

以上、議案第41号 権利放棄案件（水道料金）1案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第41号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第41号 権利の放棄について（水道料金）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第41号について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第42、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり、各部常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、各部常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時12分